



福井労発基 0913 第 1 号
令和 5 年 9 月 13 日

福井地方最低賃金審議会
会長 新宮 晋 殿

福井労働局長
田原 孝明



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金
（平成 20 年福井労働局最低賃金公示第 3 号）